平成２８年（フ）第１３号
大阪府豊中市桜の町４丁目５番14号
債務者　竹本　直人
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３０号
大阪市中央区高津３丁目11番15―1004号、前住所京都市南区吉祥院石原町38番地１
債務者　池野　元章
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８１号
大阪府池田市荘園２丁目７番17号　小林ビル203、前住所大阪府豊中市清風荘２丁目２番15―303号
債務者　尾原　亮弘
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８２号
大阪府寝屋川市香里南之町36番34―204号
債務者　山本　愛美
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９１号
大阪府東大阪市七軒家７－３　七軒家寮408号、住民票上の住所宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県営住宅111棟19号
債務者　杉田　　聡
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１４号
大阪府吹田市竹見台３丁目１番Ｃ30―605号
債務者　新田　勝規
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８７号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番11―708号
債務者　福井　文成
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０２号
大阪市住之江区南港中５丁目３番41―1214号
債務者　山田　光子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８７５号
大阪府東大阪市池之端町２番34号
債務者　石川　視子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８９２号
大阪市住吉区苅田６丁目11番20―203号
債務者　太田　武享
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８９５号
大阪府摂津市千里丘東４丁目31番12―106号　イーストハイツ
債務者　難波江豪人
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９０３号
大阪市平野区長吉長原東２丁目５番11―801号
債務者　村田　省三
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９５１号
大阪市西淀川区姫島３丁目７番20―708号
債務者　安岡　英将
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０２７号
大阪府東大阪市宝持１丁目８番10号
債務者　石井圭一こと　**鄭**　　圭一
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０１号
兵庫県西宮市津門稲荷町12番10―301号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―2206号
債務者　長谷川真樹生
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０号
奈良県大和高田市田井新町１番25号　アルファード大和高田209号、前住所奈良県大和高田市大中東町１番30―702号　大中東マンション
債務者　丸山　和良
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
奈良県北葛城郡広陵町沢629―１　アーデン204号、住民票上の住所奈良県北葛城郡上牧町葛城台３丁目１番６号
債務者　髙瀬　正樹
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係